

電源開発株式会社「（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書」に
対する勧告について

平成31年4月19日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道稚内市声間村
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大14,850kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成30年	1月23日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年	4月 5日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成30年	4月20日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成30年	10月23日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成30年	12月28日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	平成31年	2月28日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成31年	4月19日

問合せ先： 電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742（直通）

電源開発株式会社「(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書」に
対する勧告内容

1. 本事業は更新事業であるため、環境影響の評価に当たっては、既設風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を把握し、それを勘案した上で適切に評価すること。
2. 対象事業実施区域周辺の他事業者から必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)